

大仙総総－ 7 7 2

令和 7 年 6 月 1 0 日

大仙市議会議員 各 位

大仙市長 老 松 博 行

追加議案の送付について

令和 7 年第 2 回大仙市議会定例会に追加付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- (1) 議案第73号 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例及び大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第74号 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 73 号

大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例及び大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例及び大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

大仙市長 老 松 博 行

大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例及び大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日公布

(大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例(平成17年大仙市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「270,655円と28円35銭」を「293,440円と30円73銭」に改める。

(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1選挙管理委員会の委員等の部投票所の投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同部期日前投票所の投票管理者の項中「11,300円」を「12,800円」に改め、同部開票管理者の項及び選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同部投票所の投票立会人の項及び不在者投票所の投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同部期日前投票所の投票立会人の項中「9,600円」を「10,900円」に改め、同部開票立会人の項及び選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大仙市議会議員及び大仙市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。